平成２３年（フ）第７９９号
栃木県宇都宮市西川田町1234番地１　KMマンション302
債務者　大関希代子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０９号
栃木県宇都宮市竹林町232番地２　アメニティハイツB205
債務者　鈴木フミ子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１２号
栃木県宇都宮市峰２丁目28番34号、前住所栃木県宇都宮市宝木本町1299番地８
債務者　眞島　哲男
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１３号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目13番地４
債務者　菊池　壽枝
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１５号
栃木県さくら市氏家1686番地７、前住所茨城県筑西市二木成1449番地２　富田スカイハイツB101
債務者　皆藤トシ子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時20分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２２号
栃木県鹿沼市仁神堂町344番地８
債務者　大貫　由子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２４号
栃木県宇都宮市川田町1282番地４　ユニヴェール301、住民票上の住所栃木県宇都宮市千波町13番６号
債務者　田中　洋之
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２５号
栃木県宇都宮市西川田町940番地21
債務者　矢部恵理佳
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２９号
栃木県宇都宮市城南１丁目４番３号
債務者　山崎　研治
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３２号
栃木県鹿沼市緑町３丁目７番21号、前住所栃木県鹿沼市松原４丁目234番地
債務者　松本　　愛（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３３号
栃木県芳賀郡芳賀町大字東水沼1032番地６
債務者　小平　佳子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３４号
栃木県宇都宮市インターパーク３丁目３番地７　インターパークヒルズ203、前住所栃木県下野市石橋839番地１高木ハイツ202
債務者　石川けい子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３６号
栃木県那須塩原市下永田５丁目1397番地６　メゾン・ド・ボヌールB―101号
債務者　畑中マーク
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３７号
栃木県宇都宮市御幸本町4861番地34　横塚コーポ202号室
債務者　加藤　　昭
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第２６２号
福島県二本松市太田字高槻21番地
債務者　村上　秀樹
1　主文　当裁判所が平成23年10月11日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「青森市柳川２丁目４番14号」とあるを「福島県二本松市太田字高槻21番地」と更正する。
2　決定年月日　平成23年12月９日　青森地方裁判所民事部破産係